

小金井市居住支援協力不動産店登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第54条及び第55条の規定に基づき、住宅確保要配慮者の民間の賃貸住宅への円滑な入居を促進する体制を構築することを目的とした不動産事業者の登録事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 法第2条に規定する住宅確保要配慮者であって、小金井市（以下「市」という。）内に居住するもの（市外から市内に転入する者を含む。）をいう。
- (2) 協力不動産店 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第11ブロック又は公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部（以下「不動産関係団体」という。）に所属する者であって、小金井市居住支援協議会の趣旨に賛同し、小金井市居住支援相談窓口（小金井市居住支援相談事業実施要綱（令和4年要綱第69号。以下「実施要綱」という。）第5条第1号の相談窓口（以下「相談窓口」という。）をいう。）と連携し、適切な支援を行う不動産事業者をいう。

一部改正〔令和5年要綱131号・7年101号〕

(登録等)

第3条 協力不動産店に登録を希望する不動産事業者は、店舗ごとに、小金井市居住支援協力不動産店登録申請書（様式第1号）を市に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する登録の申請を受けたときは、当該申請者が不動産関係団体に所属していることを確認した上で、小金井市居住支援協力不動産店登録簿（様式第2号）に登録するものとする。

3 市長は、前項に規定する登録を行った旨を小金井市居住支援協力不動産店登録決定通知書（様式第3号）により当該申請者に速やかに通知し、協力不動産店であることを判別することができるステッカー等を交付する。

4 市長は、第2項の規定により登録された協力不動産店（以下「登録協力店」という。）と調整し、登録協力店の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号その他必要な事項を市のホームページに掲載することができる。

5 第2項の小金井市居住支援協力不動産店登録簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）をもって作成することができる。

(登録の不承認)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、市長は、同条第1項の規定により登録の申請をした不動産事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同条第2項の規定による登録（以下単に「登録」という。）を行わず、小金井市居住支援協力不動産店登録不承認通知書（様式第4号）

により通知するものとする。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の免許を取得していない者
- (2) 宅地建物取引業法に基づく免許取消処分を受けている者
- (3) 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っている者
- (4) 第 7 条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して 1 年を経過しない者
- (5) 暴力団（小金井市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 47 号。以下「暴力団条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (6) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等（暴力団条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- (7) その他市長が適当でないと認める者
(登録の変更等)

第 5 条 登録協力店は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに小金井市居住支援協力不動産店登録変更届出書（様式第 5 号）により市長に届け出なければならない。

2 登録協力店は、登録を廃止したいときは、小金井市居住支援協力不動産店登録廃止届出書（様式第 6 号）により市長に届け出なければならない。

(登録協力店の業務)

第 6 条 登録協力店は、住宅確保要配慮者が希望する物件について相談窓口から照会を受け、当該物件を紹介することができる場合は、相談窓口と連携して当該物件を当該住宅確保要配慮者に紹介する。

2 登録協力店は、入居を希望する住宅確保要配慮者が相談窓口を介さず直接当該登録協力店に相談した場合であって、当該相談者が事業（実施要綱第 1 条の居住支援相談事業をいう。）の対象者として適当でないと認められるときは、当該相談者に対し、相談窓口等への相談を勧めるものとする。

(登録の取消し)

第 7 条 市長は、登録協力店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録協力店が第 4 条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 登録協力店が前条の規定による業務を行わないとき。
- (3) 登録協力店の登録の内容に虚偽の事実があったとき。
- (4) 登録協力店が廃業したとき。

(秘密の保持)

第 8 条 登録協力店において第 6 条に掲げる事業の従事者又は従事者であった者は、当該事業の実施において知り得た秘密の情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。登録協力店の登録を廃止した後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 協力不動産店の登録の実施に必要な申請その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

付 則 (令和5年10月23日要綱第131号)

この要綱は、令和5年10月23日から施行する。

付 則 (令和7年9月25日要綱第101号)

この要綱は、令和7年9月25日から施行する。